証券コード　1446
2024年12月９日
（電子提供措置の開始日　2024年11月29日）

株　主　各　位

東京都新宿区北山伏町１番11号
株式会社キャンディル
代表取締役社長　**林　　晃　　生**

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://www.candeal.co.jp/ir/irnews/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2024年12月23日（月曜日）の営業終了時刻（午後６時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

日　　時	2024年12月24日（火曜日）午前11時（受付開始　午前10時30分）
場　　所	東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地　御茶ノ水ソラシティ ソラシティカンファレンスセンター２階　sola city Hall West
目的事項	[報告事項] １．　第11期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．　第11期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）計算書類の内容報告の件 [決議事項] 議　案　　監査等委員でない取締役６名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
3．総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2024年12月24日（火曜日）
午前11時

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。
なお、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後6時必着

インターネットによる議決権行使

下記のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後6時まで

スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログイン ID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました。同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された**「ログイン用 QR コード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※QR コードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QR コードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙に記載の QR コードを読み取ってください。

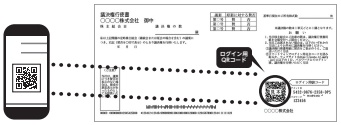

※「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログイン ID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
https://evote.tr.mufg.jp/

2 議決権行使書用紙に記載されたログイン ID・（仮パスワード）を入力しクリックしてください。

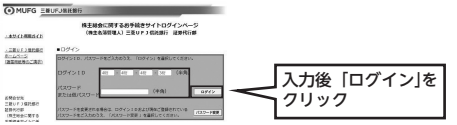

3 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■ インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
■ 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
■ インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

*インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明の場合は、三菱UFJ信託銀行 証券代行部ヘルプデスク 0120-173-027（通話料無料／受付時間9：00~21：00）にお問い合わせください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　　監査等委員でない取締役６名選任の件

監査等委員でない取締役全員（４名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、監査等委員でない取締役２名を増員し、監査等委員でない取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本取締役候補者は、当社指名・報酬委員会の答申に基づく候補者であり、当社監査等委員会も候補者の決定手続きは適切であると判断しております。

候補者番号	候補者氏名		性別	取締役在任年数	現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	林（はやし）　晃生（あきお）	再任	男性	９年８カ月	代表取締役社長	14回／14回（100%）
2	藤原（ふじわら）　泉（いずみ）	再任	女性	９年８カ月	取締役（管理管掌）	14回／14回（100%）
3	京極（きょうごく）　和博（かずひろ）	新任	男性	—	執行役員	—
4	小澤口（こざわぐち）　信行（のぶゆき）	新任	男性	—	執行役員 社長室長	—
5	大浦（おおうら）　善光（よしみつ）	再任 社外 独立	男性	７年３カ月	社外取締役	14回／14回（100%）
6	笠原（かさはら）　悟志（さとし）	再任 社外	男性	２年	社外取締役	14回／14回（100%）

＜監査等委員でない取締役候補者＞

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有株式数
1	林（はやし）　晃生（あきお） (1967年5月8日)	1986年 6 月 1993年 5 月 1995年 8 月 2001年 3 月 2006年 7 月 2008年 7 月 2011年 5 月 2011年 7 月 2011年10月 2012年12月 2013年12月 2015年 3 月 2015年 4 月 2016年10月 2016年12月 2017年 8 月 2017年 9 月 2020年11月 2021年12月	株式会社日本不動産学院 入社 有限会社東陽ホーム 設立 同社 代表取締役社長 旧株式会社バーンリペア 設立 同社 代表取締役社長 有限会社ハウスケア 設立 同社 取締役 株式会社ニッケン 代表取締役社長 株式会社ケーエスエム（後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルテクト） 代表取締役 株式会社バーングループ（後の旧株式会社バーンホールディングス） 代表取締役社長 株式会社BR（現株式会社バーンリペア） 代表取締役社長 株式会社TRAキャピタル（現株式会社TRA）設立 同社 代表取締役社長（現任） 株式会社バーンリペア（前株式会社BR） 取締役会長 株式会社ケーエスエム（後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルテクト） 取締役 株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 取締役 株式会社TRAフードサービス 設立 同社 取締役（現任） 株式会社バーンリペア 代表取締役会長 株式会社ア・フィック 取締役 株式会社バーンホールディングス（前株式会社BH、現当社） 代表取締役社長 当社 代表取締役会長 株式会社バーンリペア 取締役 当社 代表取締役会長兼社長 当社 代表取締役社長（現任） 株式会社キャンディルデザイン 取締役 株式会社キャンディルパートナーズ 設立 同社 取締役 株式会社キャンディルデザイン 取締役 （重要な兼職の状況） 株式会社TRA 代表取締役社長 株式会社TRAフードサービス 取締役	1,979,200株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、現在、当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの創業者であり、経営者として当社グループの事業に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、強いリーダーシップをもち、当社グループの成長・発展に寄与しているため、引き続き監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。			

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th colspan="2">略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>藤原（ふじわら）　泉（いずみ）
(1963年９月13日)</td><td>1986年12月

1989年９月
1996年１月
2004年12月
2011年10月

2014年３月
2014年12月
2015年４月

2016年３月

2017年９月
2017年10月
2020年12月

2022年12月</td><td>公文教育研究会松本支局にて教室開設（大手清水教室）
株式会社日本組織マネジメント研究所 入社
ヒラショー株式会社 入社
旧株式会社バーンリペア 入社
株式会社バーンリペア（前株式会社BR） 取締役(企画室 室長)
同社 取締役（経営管理本部 本部長）
旧株式会社バーンホールディングス 取締役
株式会社バーンホールディングス（前株式会社BH、現当社） 取締役（管理本部長）
株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 取締役
株式会社バーンリペア 取締役（現任）
当社 取締役（管理部門担当）
当社 取締役（管理管掌）（現任）
株式会社キャンディルテクト 取締役（現任）
株式会社キャンディルデザイン 取締役（現任）
株式会社キャンディルパートナーズ 取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社バーンリペア 取締役
株式会社キャンディルテクト 取締役
株式会社キャンディルデザイン 取締役
株式会社キャンディルパートナーズ 取締役</td><td>59,900株</td></tr>
<tr><td colspan="4">【取締役候補者とした理由】
同氏は、現在、当社の取締役（管理管掌）を務めております。当社グループの主要な部門での豊富な経験と見識を兼ね備えており、当社グループの経営管理に関する課題解決を推進しているため、引き続き監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>京極（きょうごく）　和博（かずひろ）
(1975年12月22日)</td><td>2003年４月
2012年６月
2015年８月
2016年10月

2020年12月

2022年10月
2023年１月</td><td>レイオンコンサルティング株式会社 入社
同社 技術部長
同社 取締役
株式会社キャンディルテクト（前株式会社スペック） 取締役副社長
株式会社キャンディルデザイン 代表取締役社長(現任)
株式会社キャンディルテクト 取締役
当社 執行役員（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社キャンディルデザイン 代表取締役社長</td><td>12,600株</td></tr>
<tr><td colspan="4">【取締役候補者とした理由】
同氏は、現在、当社グループの株式会社キャンディルデザインの代表取締役社長及び、当社の執行役員を務めております。建築業界の知見、当社グループでの豊富な業務経験、経営に必要な実行力と統率力を有し、当社グループの経営に寄与しております。今後の当社グループの成長戦略を支える重要な役割を担えるものと期待し、新任の監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有株式数
4	小澤口　信行 (こざわぐち　のぶゆき) (1978年12月3日)	2002年 4 月 2011年10月 2015年 3 月 2015年 4 月 2016年10月 2021年10月 2023年12月	旧株式会社バーンリペア 入社 株式会社バーンリペア 入社 株式会社ア・フィック（現株式会社キャンディルデザイン） 取締役 株式会社バーンホールディングス（前株式会社BH、現当社） 入社 同社 社長室/上場準備室長 当社 役員室長 当社 執行役員 社長室長（現任） 株式会社キャンディルパートナーズ 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社キャンディルパートナーズ 取締役	16,900株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、現在、当社の執行役員社長室長を務めております。資本政策、予算作成・管理など当社グループの重要な業務に従事し、当社グループの経営に寄与しております。今後の当社グループの成長戦略を支える重要な役割を担えるものと期待し、新任の監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。			
5	大浦　善光 (おおうら　よしみつ) (1954年7月8日)	1977年 4 月 2003年 6 月 2009年 3 月 2013年 4 月 2014年 8 月 2015年 5 月 2015年 6 月 2016年 1 月 2016年 6 月 2017年 9 月	野村證券株式会社 入社 同社 常務執行役 野村ホールディングス株式会社 執行役 株式会社ジャフコ（現ジャフコ グループ株式会社） 常務執行役員 同社 専務取締役 株式会社ウィズバリュー 代表取締役（現任） 株式会社アルバイトタイムス 社外取締役 株式会社MS-Japan 監査役 パーク24株式会社 社外取締役（現任） 株式会社MS-Japan 社外取締役（監査等委員）（現任） 当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ウィズバリュー 代表取締役 パーク24株式会社 社外取締役 株式会社MS-Japan 社外取締役（監査等委員）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、現在、当社の社外取締役を務めております。複数企業の経営に携わっており、豊富な経験と知見を活かした提言等を通して、取締役会等の実効性向上に寄与してきました。今後も他業界からの視点で幅広い意見・助言をいただけるものと期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有株式数
6	笠原（かさはら）　悟志（さとし） (1974年９月10日)	1999年10月 2022年10月 2022年12月 2023年10月	株式会社サカイ引越センター 入社 同社 執行役員（経営企画部責任者） 当社 社外取締役（現任） 株式会社サカイ引越センター 執行役員（関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サカイ引越センター 執行役員（関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、現在、当社の社外取締役を務めております。他業界でありながら建築業界とも関連のある引越業界での知見などを活かし、当社グループの経営戦略や各事業戦略の策定など、経営全般に寄与してきました。今後も他業界からの視点で幅広い意見・助言をいただけるものと期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。			

（注）１．2011年10月１日に株式会社バーンリペアと株式会社BRが合併し、同日に存続会社の株式会社BRが商号を「株式会社バーンリペア」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンリペアについては「旧株式会社バーンリペア」で表記しております。
２．2015年４月１日に株式会社バーンホールディングスと株式会社BHが合併し、同日に存続会社の株式会社BHが商号を「株式会社バーンホールディングス」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンホールディングスについては「旧株式会社バーンホールディングス」で表記しております。
３．大浦善光氏及び笠原悟志氏は、社外取締役候補者であります。
４．大浦善光氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、再任をご承認いただいた場合は、引き続き東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。
５．笠原悟志氏は当社の主要株主である株式会社サカイ引越センター執行役員（関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者）を務めており、同社と当社子会社の株式会社バーンリペア、株式会社キャンディルテクト、株式会社キャンディルデザイン及び株式会社キャンディルパートナーズとの間には、リペアサービスなどの取引があります。他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
６．当社は、笠原悟志氏が所属している株式会社サカイ引越センターとの間で資本業務提携（当社の発行済株式総数の23.4％（議決権比率ベースでは27.3％を所有））を締結しており、同社は当社のその他の関係会社となります。
７．当社は、大浦善光氏及び笠原悟志氏と会社法第427条第１項の規定に基づく、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、両氏と当該契約を継続する予定であります。
８．当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員を被保険者に含む会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
９．大浦善光氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって７年３ヵ月となります。
10．笠原悟志氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって２年となります。

【ご参考】本定時株主総会終了後の取締役の属性・スキルマトリクス（予定）

氏名・属性	企業経営	建築業界の知見	企画・戦略	財務・会計	人事・労務	法務・コンプライアンス	リスク管理	IT・デジタル
林　晃生 指名・報酬委員	●	●	●	●		●		
藤原　泉	●		●	●	●	●	●	●
京極　和博	●	●	●					
小澤口　信行			●	●				
大浦　善光 社外 指名・報酬委員	●		●	●				
笠原　悟志 社外			●					●
古川　静彦 社外 監査等委員				●		●	●	
津村　美昭 社外 指名・報酬委員 監査等委員				●				
飛松　純一 社外 指名・報酬委員 監査等委員						●		

以　上

事　業　報　告

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、最低賃金上昇や人手不足などの影響でさらに気運が高まっている賃上げをはじめとして、雇用環境・所得環境の改善が幅広い業界で見受けられ、継続的な物価上昇や前年を上回るインバウンド需要の拡大もあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中小企業を中心に多くの企業においては、人件費や原材料価格などのコスト上昇が加速しているにも関わらず、売価をコスト上昇に見合う形で引き上げることが難しい状況に直面し、少しずつ進展は見られるものの未だ価格転嫁の進捗は芳しくない状況であり、厳しい経営環境下にあります。また、家計においては、長期にわたる実質賃金減少からの一時的な増加は見られたものの、物価上昇に起因する節約志向の影響で消費者マインドの改善には足踏みが見られ、先行き不透明な状況が続いております。加えて、今後の物価や外国為替市場の動向に影響を与え得る日米の金利差や中東情勢、中国経済などの動向にも引き続き注意する必要があります。

建設業界としては、慢性的な人手不足という課題に直面し、人員確保のため各企業で賃上げや福利厚生の充実など雇用環境改善の動きが高まっており、企業間での人材獲得競争は激しさを増しております。また建築資材価格の高止まりや、人件費増加により建築コストは上昇基調であり厳しい状況下にあります。

他方、当社グループ事業に関係の深い住宅業界におきましては、実質賃金の低下や住宅価格の上昇により、住宅需要が低迷しており、国土交通省発表による2023年10月～2024年９月累計の新設住宅着工戸数は、戸建てが前年同期比90.5％と減少し、分譲マンションが前年同期比99.9％と前年同期並みに推移し、住宅市場全体としては前年同期比95.7％と減少いたしました。商環境に関しましては、物価高騰により個人消費に停滞感はあるものの、インバウンド需要がコロナ禍以前を超える規模になってきているなど総じて堅調に推移いたしました。

このような状況のもとで、当社グループは「世界に誇れる独創的建物サービスで社会と感動を分かち合う」という理念に基づき、「全ての建物に“キャンディル”」というビジョンを実現すべく、持続的な事業の成長とさらなる企業価値の向上を目指して、激しく移り変わる

お客様のニーズや時代の変化に寄り添いながら、2021年に新しく閣議決定されました「住生活基本計画」に沿ったサービスの拡充に取り組み、住宅関連・商業施設関連サービスの売上拡大に努めてまいりました。

物価の上昇や人材獲得競争の激化などの厳しい経営環境の中、当社グループは協力業者網の充実を図り労働力確保に努めたことにより、着実に市場の需要を取り込み、売上高は伸長いたしました。一方で、材料費・外注費などの高騰による原価の増加や、管理職の増員・従業員の待遇改善・営業活動の強化などによる販売費及び一般管理費の増加の影響で、各段階利益は想定よりも減少いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は13,224百万円（前年同期比107.4%）、営業利益は359百万円（前年同期比79.4%）、経常利益は350百万円（前年同期比79.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は137百万円（前年同期比61.4%）となりました。なお、当社グループでは組織再編及びM&Aの実施に伴い発生したのれん償却費を販売費及び一般管理費に192百万円計上しており、これを加えたのれん償却前経常利益は542百万円（前年同期比85.6%）、のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益は330百万円（前年同期比79.2%）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は29百万円であり、車両購入費用、基幹システム改修等であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度において特筆すべき事項はありません。

（4）対処すべき課題

建築業界においては、人口減少や技術者の高齢化などにより、今後のさらなる人手不足の加速が懸念されております。

商環境市場においては、インバウンド需要や国内旅行の増加、再開発や建物の老朽化による建て替え・メンテナンスの必要性により、需要は堅調に推移すると見込んでおります。また住宅市場においては、新築市場は住宅価格の上昇や人口減少の影響もあり新設住宅着工戸数が減少し下降トレンドですが、一方で今ある建物を長く快適に住まうために手直しするといったメンテナンス・リフォーム市場は堅調に推移する見通しであります。

このように建物を取り巻く環境が変化する中で、主力サービスを安定成長させながら、市場の需要拡大が見込まれる分野のサービスをしっかりと伸長できるよう、基本方針は大きくは変えず、施工体制・経営基盤の強化に一層注力してまいります。

具体的には、①「労働力・施工力の拡大」、②「生産性の向上」、③「アライアンスの推進」、④「人的資本経営の推進」の４点を特に取り組むべき重要課題として認識しております。

①「労働力・施工力の拡大」については、当社グループは労働集約型のビジネスモデルであり、人材は当社グループの事業にとってなくてはならない重要なファクターであると捉えております。採用環境は厳しくなっており、自社技術者の採用だけでなく社外の労働力の活用が必要不可欠であります。今後も継続して自社技術者・協力業者の双方から労働力を確保することでサービス提供網の拡充を図り、また施工管理者の確保・育成などにより施工力拡大に努め、着実に市場の需要を取り込める体制を構築してまいります。

②「生産性の向上」については、今後の原価高騰などの外部環境の影響を受けながらもしっかりと利益を確保できる会社であるために、永続的に取り組むべき課題であると認識しております。グループ全体として改善していく必要はありますが、中でもオペレーション部門をはじめとした販管部門で業務改善を推し進め、体制強化を図り、生産性の向上・利益改善につなげてまいります。

③「アライアンスの推進」については、これまでも様々な企業とアライアンスを進め、受注機会の創出、相互送客の推進、提供サービスの多様化などを追求してまいりました。今後も広い視野でシナジー効果の見込めそうな企業とのアライアンスを積極的に検討し、進めてまいります。

④「人的資本経営の推進」については、前述のとおり、当社グループは労働集約型のビジネスモデルであるため、新規の労働力を確保していくだけではなく、既存の労働力の維持・質の向上に努めることが非常に重要だと捉えております。これまでに人事制度改定や年間休日の増加などによる待遇改善や教育・研修体制の強化を当社グループ全体で推し進めてまいりました。今後は、従業員育成のさらなる促進や、ワーク・ライフ・バランスの推進、また多様な人材の確保に向けた社内体制整備にも注力することで、長く働き続けられる組織風土を醸成し、当社グループの持続的な成長を支えられる盤石な人的基盤の構築を目指してまいります。

（5）財産及び損益の状況の推移

区　　分	2021年９月期 第８期	2022年９月期 第９期	2023年９月期 第10期	2024年９月期 第11期
売上高	11,220,318 千円	11,268,815 千円	12,309,603 千円	13,224,257 千円
経常利益	36,650 千円	303,700 千円	441,661 千円	350,393 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△72,823 千円	105,540 千円	224,550 千円	137,956 千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△6.79 円	11.23 円	24.45 円	14.96 円
総資産	7,366,592 千円	6,480,398 千円	6,225,228 千円	6,134,261 千円
純資産	3,260,895 千円	2,516,850 千円	2,706,086 千円	2,799,618 千円

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第９期の期首から適用しており、第９期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

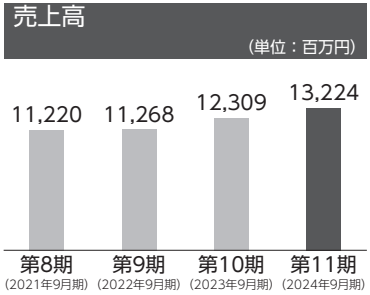

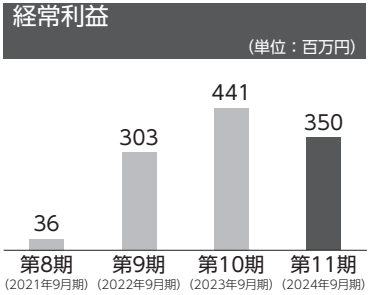

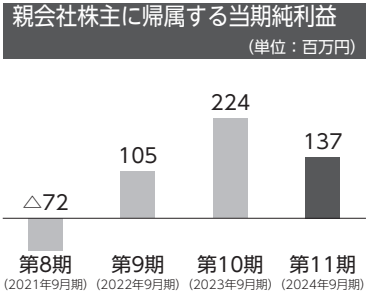

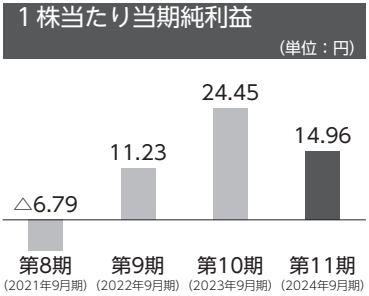

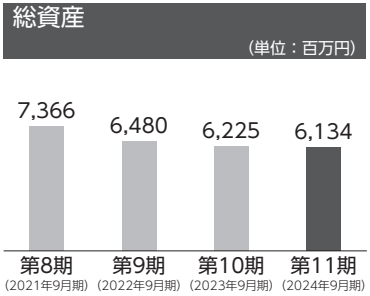

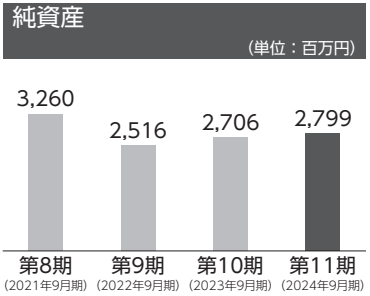

（6）重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社バーンリペア	千円 90,000	% 100.0	リペアサービス 住環境向け建築サービス
株式会社キャンディルテクト	千円 99,000	% 100.0	商環境向け建築サービス
株式会社キャンディルデザイン	千円 42,500	% 100.0	リペアサービス 住環境向け建築サービス 商材販売
株式会社キャンディルパートナーズ	千円 50,000	% 100.0	住環境向け建築サービス

② 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

③ その他
該当事項はありません。

（7）主要な事業内容

サービス区分	主なサービス内容
リペアサービス	・内外装建材や家具などに発生したキズのリペア
住環境向け建築サービス	・定期点検 ・小型修繕・各種施工・検査・コーティング ・リフィット（リコール対応）　など
商環境向け建築サービス	・内装工事 ・家具組立て ・揚重（荷揚げ）　など
商材販売	・リペア材料の輸入・販売 ・メンテナンス商材の輸入・販売　など

（8）主要な営業所

① 当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都新宿区北山伏町１番11号

② 子会社

名　　称	所　在　地
株式会社バーンリペア	中野サービス拠点（東京都中野区）　ほか
株式会社キャンディルテクト	東京営業所（東京都江東区）　ほか
株式会社キャンディルデザイン	大田事業所（東京都大田区）　ほか
株式会社キャンディルパートナーズ	水天宮事務所（東京都中央区）

（9）従業員の状況

①　連結グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
568名	37名増

（注）従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、日々雇用、嘱託、顧問及び派遣社員）653名は含まれておりません。

②　当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	3名増	42歳	5年

（注）1．従業員数には、当社子会社からの出向者が含まれております。
2．従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）０名は含まれておりません。

（10）主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	470,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	467,500 千円
株式会社みずほ銀行	286,684 千円
株式会社横浜銀行	200,000 千円
株式会社りそな銀行	75,000 千円

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　32,000,000株
（2）発行済株式の総数　　10,734,200株
（3）株主数　　14,546名
（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社サカイ引越センター	2,521,200	27.32
林　晃生	1,979,200	21.45
大西　幸四郎	261,000	2.82
キャンディルグループ従業員持株会	208,279	2.25
玄々化学工業株式会社	113,200	1.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	79,857	0.86
MSIP CLIENT SECURITIES	77,800	0.84
佐藤　一雄	75,500	0.81
阿部　利成	61,800	0.66
藤本　剛徳	60,900	0.66

（注）当社は、自己株式1,507,300株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）	9,800株	2名

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
林　晃生	代表取締役社長	株式会社TRA 代表取締役社長 株式会社TRAフードサービス 取締役
藤原　泉	取締役（管理管掌）	株式会社バーンリペア 取締役 株式会社キャンディルテクト 取締役 株式会社キャンディルデザイン 取締役 株式会社キャンディルパートナーズ 取締役
大浦　善光	取締役	株式会社ウィズバリュー 代表取締役 パーク24株式会社 社外取締役 株式会社MS-Japan 社外取締役（監査等委員）
笠原　悟志	取締役	株式会社サカイ引越センター 執行役員（関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者）
古川　静彦	取締役（常勤監査等委員）	株式会社バーンリペア 監査役 株式会社キャンディルパートナーズ 監査役
津村　美昭	取締役（監査等委員）	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
飛松　純一	取締役（監査等委員）	外苑法律事務所 弁護士 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 社外取締役 エネクス・インフラ投資法人 監督役員 ポケトーク株式会社 社外監査役

（注）1．大浦善光氏、笠原悟志氏、古川静彦氏、津村美昭氏及び飛松純一氏は社外取締役であります。
2．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除きます。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有に内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3．監査等委員津村美昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4．監査等委員飛松純一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。
5．当社は大浦善光氏、古川静彦氏、津村美昭氏、飛松純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．肥後宏治氏は、2023年12月22日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

取締役大浦善光氏、取締役笠原悟志氏、取締役（常勤監査等委員）古川静彦氏、取締役（監査等委員）津村美昭氏、取締役（監査等委員）飛松純一氏は、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、次に掲げる額の合計額となります。

① 当該役員がその在職中に会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に、２を乗じて得た額

② 当該役員が会社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第３項各号に掲げる場合に限ります。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社グループの取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

（4）取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等

役員区分	報酬等の総額(千円)				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬(賞与)	非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)	
取締役（監査等委員を除きます。） （うち社外取締役）	69,012 (5,250)	63,030 (5,250)	－ －	5,982 －	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,500 (13,500)	13,500 (13,500)	－ －	－ －	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	82,512 (18,750)	76,530 (18,750)	－ －	5,982 －	8 (5)

（注）１．取締役（監査等委員を除きます。）の報酬等限度額は、2021年12月24日開催の定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内とし、使用人分給与及び賞与は含みません。）と決議いただいております。当該決議時の対象とされていた取締役の員数は４名（うち社外取締役１名）であります。また、これとは別枠で、業務執行取締役の譲渡制限付株式報酬限度額は、2021年12月24日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会時の業務執行取締役の員数は３名であります。
２．取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2021年12月24日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該決議時の対象とされていた取締役（監査等委員）の員数は３名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ⅰ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

ⅱ．各報酬等の決定に関する方針等

取締役の報酬は、監査等委員である取締役については金銭報酬の基本報酬とし、監査等委員でない取締役については金銭報酬の基本報酬及び業績連動賞与と非金銭報酬の株式報酬で構成します。それぞれの額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針等は、以下のとおりとします。

イ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（基本報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて世間の水準、当社の従業員の給与等の水準、経営状況及び各々の貢献度合いを総合的に勘案し、取締役会（監査等委員である取締役は監査等委員会）で決定するものとします。

ロ. 業績連動賞与に係る業績指標の内容及び当該業績連動賞与の額又は数の算定方法の決定に関する方針（業績連動賞与を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動賞与は、短期業績との連動性を重視し、当該事業年度の連結営業利益の予算達成等一定の条件を満たすことを前提に、取締役会であらかじめ定めた額を賞与（事前確定届出給与）として、毎年一定の時期（定時株主総会終了後）に支給するものとします。

ハ. 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（株式報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、譲渡制限付株式とし、業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての目的を踏まえ、相当と考えられる金額として、年額４千万円以内とします。

各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定するものとします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年５万株以内とします。

対象取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位、職責及び株価等を勘案して決定することとし、付与の時期については、取締役の構成、インセンティブとしての目的及び経営状況等を総合的に勘案し、必要に応じて取締役会において決定するものとします。

ニ. 基本報酬の額、業績連動賞与の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、監査等委員でない取締役の報酬について、客観性及び透明性を確保するため、取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において、各事業年度の連結業績、会社の財政状況及び成長性ならびに企業価値の持続的向上を図るインセンティブとしての機能等を総合的に勘案し、報酬割合の妥当性について評価、検討を行うものとします。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、監査等委員でない取締役の個人報酬の内容を決定することとします。

ホ. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が、各

取締役の基本報酬の額の妥当性について、評価、検討を行ったうえで、取締役会が答申結果を尊重し、審議のうえ、決定することとします。また、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申結果を踏まえ、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議することとします。

監査等委員である取締役の個人別報酬については、監査等委員会において各取締役の基本報酬の額の妥当性について協議し、決定します。

（5）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の大浦善光氏は、株式会社ウィズバリューの代表取締役、パーク24株式会社の社外取締役、株式会社MS-Japanの社外取締役（監査等委員）を兼ねております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はございません。

社外取締役の笠原悟志氏は、株式会社サカイ引越センターの執行役員（関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者）を兼ねております。なお、当社子会社の株式会社バーンリペア、株式会社キャンディルテクト、株式会社キャンディルデザイン及び株式会社キャンディルパートナーズと兼職先の間には、リペアサービスなどの取引があります。

社外取締役（監査等委員）の津村美昭氏は、監査法人フィールズの代表社員、税理士法人フィールズの代表社員を兼ねております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はございません。

社外取締役（監査等委員）の飛松純一氏は、外苑法律事務所の弁護士、MS＆ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の社外取締役、エネクス・インフラ投資法人の監督役員、ポケトーク株式会社の社外監査役を兼ねております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

ⅰ．取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大浦　善光	当事業年度の就任中に開催された取締役会14回のうち14回出席しております。複数企業の経営に携わってきた豊富な経験と知見から、当社グループの経営や事業への助言や、業務遂行に対する適切な監督を行っております。 これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	笠原　悟志	当事業年度の就任中に開催された取締役会14回のうち14回出席しております。豊富なマネジメント経験と幅広い知見から、当社グループの経営や事業への助言や、業務遂行に対する適切な監督を行っております。 これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	古川　静彦	当事業年度の就任中に開催された取締役会14回のうち14回出席、監査等委員会14回のうち14回出席しております。上場企業の実務経験、内部監査及び業務監査などの監査経験と幅広い見地から、取締役会の意思決定の適正を確保するための助言を行っております。また、監査等委員会においては常勤監査等委員として、監査状況の報告及び取締役の職務執行にかかる事項などについて適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	津村　美昭	当事業年度の就任中に開催された取締役会14回のうち14回出席、監査等委員会14回のうち14回出席しております。公認会計士としての専門的な見地から、意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言や、監査結果や取締役の職務執行にかかる事項などについて適宜必要な助言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	飛松　純一	当事業年度の就任中に開催された取締役会14回のうち14回出席、監査等委員会14回のうち14回出席しております。弁護士としての専門的な知見から、当社の経営を理解したうえで事業リスクの回避、コンプライアンス遵守のための助言を適宜行っており、中立的・客観的な観点から監査を行っております。

ⅱ．当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④　当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（3）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査等委員会が同意した理由

39,800千円

当社監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は監査契約の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適正であると判断したためであります。

当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39,800千円

（4）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（5）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6．会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

ⅰ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

・取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

・取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に業務執行の監督を行う。

・取締役は、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）が監査等委員会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

ⅱ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。

・社内関連規程は、必要に応じて適時見直しを行う。

ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・代表取締役社長は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

・リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等の社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止等の対応を定める。

ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

・取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

ⅴ．当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は取締役（事業管掌）及び社長室長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

ⅵ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使

用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くように求めることができる。
・当該使用人は、監査等委員会を補助すべき期間中は監査等委員会の指揮を受けるものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けない。

ⅶ．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査等委員は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
・取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議における決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員に報告する。
・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員に報告する。
・上記の報告をした者は、報告したことを理由としていかなる不利益も受けることがないものとする。

ⅷ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査等委員がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当社監査等委員の職務に必要でないと証明したときを除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

ⅸ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
・監査等委員は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求める。

ⅹ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・代表取締役社長は、取締役（管理管掌）をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進、維持する。
・万が一、コンプライアンスに反する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
・取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるようにコンプライアンス規程を定める。

・当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路のほか、直接相談できる社内外相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

xi．財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定めるとともに、財務報告に係る内部統制規程を制定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

xii．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

・当社は、反社会的勢力の団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、以下の具体的な取り組みを行っております。

ⅰ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、監査等委員である社外取締役３名及び監査等委員でない社外取締役２名を含む取締役７名で構成しております。

ⅱ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程に基づき、原則リスク管理委員会を３か月に１回、定期的に開催し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行っております。また、内部監査におきましては、業務監査の実施項目及び実施方法を検討し、内部監査の質的向上に努めております。

ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は14回開催し、機動的な意思決定を行っております。また、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な管理体制を構築しております。

ⅴ．当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の代表取締役社長を兼任する執行役員が、毎月の定時取締役会において子会社における業務執行の状況について報告するとともに、社長室がグループ全体のモニタリングを行い、グループ全体としての業務の適正を確保しております。

ⅵ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使

用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査等委員の職務を補助する使用人を２名置き、監査等委員の指揮により職務の補助を行っております。

vii．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・各監査等委員が当社及び子会社の取締役会に出席しているほか、常勤の監査等委員が経営会議に出席し、重要な決定事項に関する報告を受けるとともに、取締役及び使用人から適宜、重要事項の報告を受けております。

viii．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員が適切に職務の執行できるよう、迅速かつ適切に処理を行うようにしております。

ix．その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員は、監査等委員監査の実効性を確保するため、代表取締役社長との意見交換に加え、会計監査人及び内部監査担当との連携による情報の共有を図っております。

x．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社では、業務上の報告経路のほか、内部通報制度を導入しております。グループ共通の内部通報窓口として顧問弁護士及び取締役（管理管掌）を配置するとともに、グループ各社で男女各１名の通報窓口を配置し、コンプライアンス違反やその恐れがある場合に事態の迅速な把握と是正ができるような体制を構築しております。

xi．財務報告の信頼性を確保するための体制

・内部監査室が主管部署となり、財務報告に係る内部統制に係る全社統制、各業務プロセスの統制について、その運用状況の評価を行い、信頼性を確保しております。

xii．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

・総務部を主管部署とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、取引先との契約における暴力団排除条項の定め、取引開始前の属性チェックなどを徹底し、反社会的勢力との取引排除に向けた取り組みを行っております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識し、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性を高めて継続的に行うことを基本方針としております。また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨及び「取締役会の決議により中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

上記方針に従い、2024年５月15日開催の取締役会において、１株当たり４円の中間配当を実施することを決議し、2024年11月14日開催の取締役会において、１株当たり４円の期末配当を実施することを決議しております。

（注）本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,675,954**	**流動負債**	**2,959,043**
現金及び預金	1,616,316	買掛金	390,582
受取手形及び売掛金	1,744,684	短期借入金	500,000
商品及び製品	135,977	1年内返済予定の長期借入金	629,184
原材料及び貯蔵品	30,221	リース債務	444
その他	152,849	未払法人税等	149,967
貸倒引当金	△4,093	未払消費税等	150,621
固定資産	**2,458,306**	賞与引当金	190,803
有形固定資産	**54,586**	未払費用	546,086
建物及び構築物	73,176	その他	401,353
機械装置及び運搬具	17,247	**固定負債**	**375,600**
工具、器具及び備品	90,084	長期借入金	370,000
リース資産	3,371	その他	5,600
減価償却累計額	△129,293		
無形固定資産	**2,008,543**	**負債合計**	**3,334,643**
ソフトウエア	84,385	**(純資産の部)**	
のれん	1,922,237	**株主資本**	**2,792,252**
その他	1,920	**資本金**	**561,787**
投資その他の資産	**395,176**	**資本剰余金**	**2,282,655**
投資有価証券	106,500	**利益剰余金**	**710,503**
敷金及び保証金	61,409	**自己株式**	**△762,693**
繰延税金資産	117,934	**その他の包括利益累計額**	**7,365**
その他	111,884	**その他有価証券評価差額金**	**7,365**
貸倒引当金	△2,552	**純資産合計**	**2,799,618**
資産合計	**6,134,261**	**負債・純資産合計**	**6,134,261**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
売上高		**13,224,257**
売上原価		**8,532,670**
売上総利益		**4,691,587**
販売費及び一般管理費		**4,332,384**
営業利益		**359,202**
営業外収益		
受取利息	233	
受取保険金	3,548	
受取損害賠償金	1,000	
その他	1,875	6,658
営業外費用		
支払利息	12,467	
障害者雇用納付金	2,550	
固定資産除却損	18	
その他	431	15,467
経常利益		**350,393**
税金等調整前当期純利益		**350,393**
法人税、住民税及び事業税	236,992	
法人税等調整額	△24,555	212,436
当期純利益		**137,956**
親会社株主に帰属する当期純利益		**137,956**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年10月１日残高	**561,787**	**2,280,954**	**637,069**	**△773,724**	**2,706,086**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△64,522	－	△64,522
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	－	1,700	－	11,030	12,731
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	137,956	－	137,956
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	**－**	**1,700**	**73,434**	**11,030**	**86,165**
2024年９月30日残高	**561,787**	**2,282,655**	**710,503**	**△762,693**	**2,792,252**

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2023年10月１日残高	**－**	**－**	**2,706,086**
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△64,522
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	－	－	12,731
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	137,956
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,365	7,365	7,365
連結会計年度中の変動額合計	**7,365**	**7,365**	**93,531**
2024年９月30日残高	**7,365**	**7,365**	**2,799,618**

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	４社
連結子会社の名称	株式会社バーンリペア
	株式会社キャンディルテクト
	株式会社キャンディルデザイン
	株式会社キャンディルパートナーズ

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び製品 … 移動平均法

原材料及び貯蔵品 … 主として先入先出法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）… 定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除きます。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～25年
機械装置及び運搬具	５～15年
工具、器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）… 定額法（なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年間））

③ リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 … 売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 … 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担するべき額を計上しております。

（4）のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却をしております。

（5）収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループは建築サービス関連事業において、リペアサービス、住環境向け建築サービス、商環境向け建築サービス及び商材販売を行っております。

リペアサービス、住環境向け建築サービス及び商環境向け建築サービスは主として請負契約に基づき行われ、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、住環境向け建築サービスに含まれる、設備保証サービスについては顧客との契約に基づくサービス提供期間にわたって履行義務が充足されることから、顧客より一括に収受した保証料を保証期間にわたって均等に配分し、収益を認識しております。商材販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として２ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取損害賠償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,922,237千円

（2）会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんを含む資産グループは、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判断することとし、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしております。なお、当連結会計年度においては、のれんを含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが当該のれんの残存償却期間において、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各社における過去実績の分析や外部環境予測等による売上高成長率を踏まえて作成した事業予算を基礎としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損損失の認識が必要とされた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、本契約には、連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の経常利益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	850,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	350,000千円

2．受取手形裏書譲渡高　2,115千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　10,734,200株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月22日取締役会	普通株式	利益剰余金	27,615	3.00	2023年9月30日	2023年12月25日
2024年5月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	36,907	4.00	2024年3月31日	2024年6月19日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	36,907	4.00	2024年9月30日	2024年12月10日

3．当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式数

普通株式　141,000株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設関連サービスに係る事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、時価のないものについては発行会社の純資産変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の１か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	60,538	60,538	－
資産計	60,538	60,538	－
長期借入金（※２）	999,184	999,184	－
負債計	999,184	999,184	－

（※１）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（※３）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	42,007

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	60,538	—	—	60,538
資産計	60,538	—	—	60,538

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	999,184	—	999,184
負債計	—	999,184	—	999,184

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

負　債

長期借入金（1年以内返済予定を含みます。）

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益のうち、サービス別に分解した情報は以下のとおりであります。

なお、従来、サービス別に分解した情報を「リペアサービス」、「住環境向け建築サービス」、「商環境向け建築サービス」、「商材販売」、「抗ウイルス抗菌サービス」に区分しておりましたが、当社グループの事業動向に合わせて、当連結会計年度より、以下の区分に変更しております。

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2023年10月1日　至　2024年9月30日）

(単位：千円)

	建築サービス関連事業
サービス別	
リペアサービス	4,381,193
住環境向け建築サービス	3,894,350
商環境向け建築サービス	4,264,709
商材販売	684,004
顧客との契約から生じる収益	13,224,257
その他の収益	―
外部顧客への売上高	13,224,257

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4.会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	93,288
売掛金	1,632,778
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	65,268
売掛金	1,679,415
契約負債（期首残高）	139,578
契約負債（期末残高）	227,908

契約負債は、主にリペアサービス、住環境向け建築サービス及び商環境向け建築サービスにおける顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、57,394千円であります。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債「その他」に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格
残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
設備保証サービス	22,087	78,554	67,110	167,753

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　303円42銭
1株当たり当期純利益　14円96銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**663,465**	**流動負債**	**1,304,525**
現金及び預金	529,545	短期借入金	500,000
営業未収入金	94,138	1年内返済予定の長期借入金	629,184
前払費用	28,086	未払金	29,369
短期貸付金	334	未払費用	78,572
その他	11,360	未払法人税等	38,434
固定資産	**3,417,284**	未払消費税等	5,610
有形固定資産	**25,546**	賞与引当金	20,183
建物	13,299	その他	3,171
車両運搬具	10,528	**固定負債**	**370,000**
工具器具備品	1,718	長期借入金	370,000
無形固定資産	**1,699,511**	**負債合計**	**1,674,525**
ソフトウエア	24,739	**(純資産の部)**	
のれん	1,674,672	**株主資本**	**2,398,858**
その他	100	**資本金**	**561,787**
投資その他の資産	**1,692,226**	**資本剰余金**	**2,282,655**
投資有価証券	106,500	資本準備金	871,787
関係会社株式	1,550,430	その他資本剰余金	1,410,868
長期貸付金	1,083	**利益剰余金**	**317,109**
繰延税金資産	13,665	その他利益剰余金	317,109
敷金保証金	17,721	繰越利益剰余金	317,109
その他	2,824	**自己株式**	**△762,693**
		評価・換算差額等	**7,365**
		その他有価証券評価差額金	**7,365**
		純資産合計	**2,406,224**
資産合計	**4,080,750**	**負債・純資産合計**	**4,080,750**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
営業収益		**1,103,160**
営業費用		**979,188**
営業利益		**123,972**
営業外収益		
受取利息	175	
その他	766	941
営業外費用		
支払利息	12,456	
固定資産除却損	0	12,456
経常利益		**112,457**
税引前当期純利益		**112,457**
法人税、住民税及び事業税	58,501	
法人税等調整額	△1,992	56,509
当期純利益		**55,947**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年10月１日残高	**561,787**	**871,787**	**1,409,167**	**2,280,954**	**325,684**	**325,684**
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	△64,522	△64,522
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	－	－	1,700	1,700	－	－
当期純利益	－	－	－	－	55,947	55,947
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	**－**	**－**	**1,700**	**1,700**	**△8,575**	**△8,575**
2024年９月30日残高	**561,787**	**871,787**	**1,410,868**	**2,282,655**	**317,109**	**317,109**

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年10月１日残高	**△773,724**	**2,394,702**	**－**	**－**	**2,394,702**
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△64,522	－	－	△64,522
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	11,030	12,731	－	－	12,731
当期純利益	－	55,947	－	－	55,947
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	7,365	7,365	7,365
事業年度中の変動額合計	**11,030**	**4,156**	**7,365**	**7,365**	**11,521**
2024年９月30日残高	**△762,693**	**2,398,858**	**7,365**	**7,365**	**2,406,224**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの　…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産…主に定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除きます。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	９～17年
車両運搬具	５～６年
工具器具備品	２～10年

（2）無形固定資産

ソフトウエア…自社利用のものは社内における見積可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

の　れ　ん…投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金…従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	1,674,672千円

（2）会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

のれんを含む資産グループは、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判断することとし、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしております。なお、当事業年度においては、のれんを含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが当該のれんの残存償却期間において、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各社における過去実績の分析や外部環境予測等による売上高成長率を踏まえて作成した事業予算を基礎としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損損失の認識が必要とされた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	42,620千円
2．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	101,984千円
貸付金以外の短期金銭債権	101,984千円
短期金銭債務	128千円
子会社に対する未払金	128千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,178,954千円
営業取引以外の取引高	94千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,507,300株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,180千円
未払事業税	2,416千円
未払事業所税	432千円
敷金保証金（資産除去債務）	2,001千円
組織再編に伴う関係会社株式	75,850千円
その他	5,885千円
繰延税金資産小計	92,766千円
評価性引当額	△75,850千円
繰延税金資産合計	16,916千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,250千円
繰延税金負債合計	3,250千円
繰延税金資産純額	13,665千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱バーンリペア	100%(0%)	役員3名	・事業会社の管理業務の受託	業務委託費の受取（注）2の（1） 受取配当金 債務被保証（注）3	471,730 160,000 654,184	営業未収入金	51,326
子会社	㈱キャンディルデザイン	100%(0%)	役員2名	・事業会社の管理業務の受託	業務委託費の受取（注）2の（1） 債務被保証（注）3	171,160 654,184	営業未収入金	14,861

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱キャンディルテクト	100%(0%)	役員2名	・事業会社の管理業務の受託 ・資金の貸付	業務委託費の受取（注）2の（1） 短期貸付金の回収（注）2の（2） 利息の受取（注）2の（2） 債務被保証（注）3	267,160 50,000 94 654,184	営業未収入金	22,044
子会社	㈱キャンディルパートナーズ	100%(0%)	役員3名	・事業会社の管理業務の受託	業務委託費の受取（注）2の（1） 債務被保証（注）3	33,110 467,500	営業未収入金	5,907

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．上記「取引金額」には、消費税等は含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
（1）各子会社の業務委託費については、各子会社における費用等を勘案して決定しております。
（2）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3．当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当社役員

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針」の「４.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	260円78銭
１株当たり当期純利益	6円07銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

株式会社キャンディル
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　居　伸　浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　木　康　弘

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社キャンディルの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンディル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

株式会社キャンディル
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　居　伸　浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　木　康　弘

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社キャンディルの2023年10月１日から2024年９月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

株式会社キャンディル　監査等委員会

常勤監査等委員　古川静彦㊞

監査等委員　津村美昭㊞

監査等委員　飛松純一㊞

(注)　常勤監査等委員古川静彦、監査等委員津村美昭及び飛松純一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

＜会　場＞　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地　御茶ノ水ソラシティ
ソラシティカンファレンスセンター２階　sola city Hall West

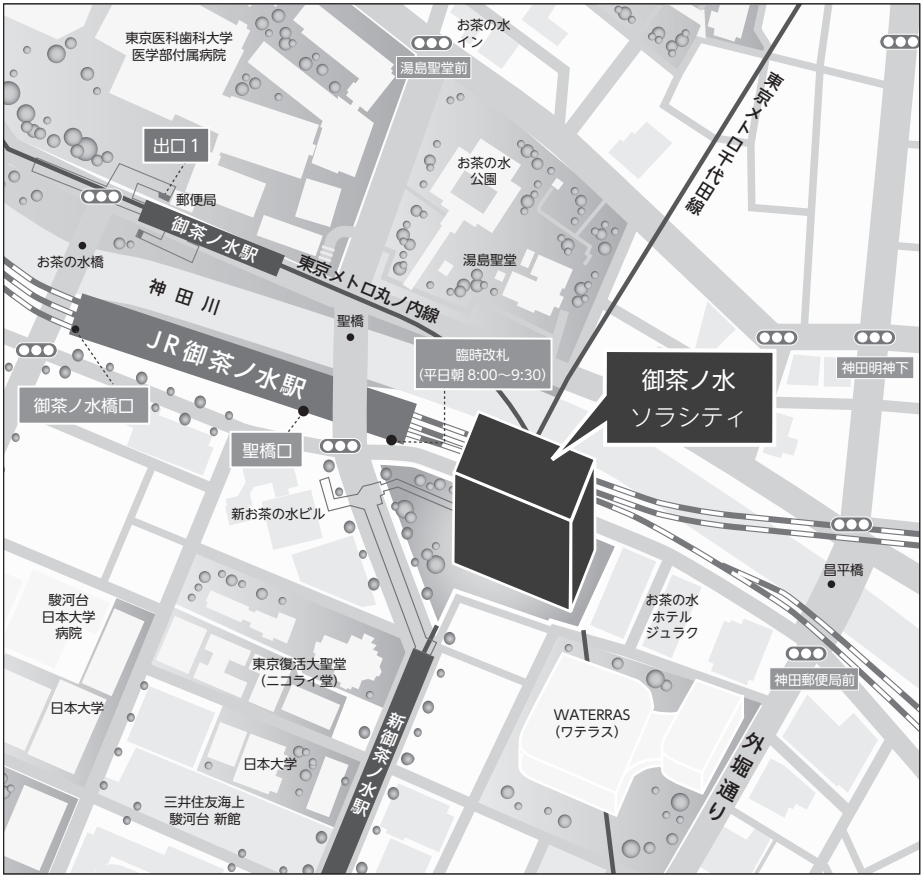

＜最寄駅＞　御茶ノ水駅　ＪＲ総武線・中央線　聖橋口から徒歩１分
新御茶ノ水駅　東京メトロ千代田線　Ｂ２出口直結
御茶ノ水駅　東京メトロ丸ノ内線　出口１から徒歩４分